

冬の電力需給の対応について（依頼）

「2025年度冬季の電力需給対策」（2025年10月31日決定）において、産業界や自治体等と連携した需給ひつ迫時における体制の構築を行うこととされました。

冬季については、現時点では節電要請を実施しませんが、仮に電力需給がひつ迫した場合に備えて、

- 電力需給ひつ迫時の連絡体制の再点検（産業界／自治体）
- 電力需給ひつ迫時の節電対策の実施に向けた準備

につきまして、御協力をよろしくお願いします。

2025年度冬季の電力需給対策

1. 供給力対策

- 発電所の計画外停止の未然防止等の徹底
- 電源の補修点検時期の調整等
- 電力広域的運営推進機関によるkW・kWhモニタリングの実施
- 再エネ、原子力等の脱炭素電源の最大限の活用

2. 需要対策

- エネルギーコストの上昇に強い省エネ型の経済・社会構造への転換
(企業・家庭向け省エネ支援策、効果的な省エネ行動をまとめた省エネメニュー)
- DRの更なる普及拡大 (工場等のDR促進、家庭用蓄電池等の導入支援)
- 産業界や自治体等と連携した需給ひっ迫時における体制の構築

3. 構造的対策

- 連系線の増強等の系統対策の推進
- 容量市場、長期脱炭素電源オークションの着実な運用による供給力確保
- 大規模災害等に備えた予備電源制度の継続的な検討
- 揚水発電の維持・強化、蓄電池等の分散型電源の活用
- 原燃料の調達・管理の強化

【参考】電力需給ひつ迫時の対応（ひつ迫注意報警報・計画停電等）

前々日18:00目処

需給ひつ迫準備情報の発信

- 蓋然性のある追加供給力対策を踏まえても、広域予備率5%を下回る見通しとなった場合、前々日18:00を目処に一般送配電事業者から需給ひつ迫準備情報の発信

※各一般送配電事業者が蓋然性のある追加供給力対策を反映したエリア予備率を算出し、電力広域的運営推進機関が広域予備率を算定する。この広域予備率を基に各一般送配電事業者が電力需給ひつ迫準備情報を発信する。

前日16:00目処

需給ひつ迫注意報の発令

- あらゆる供給力対策を踏まえても、**広域予備率が5～3%の見通しとなった場合**、資源エネルギー庁の判断の下、前日16:00を目途に注意報を発令。

※前日16:00以降に、気象条件の変化や、電源の計画外停止等により、広域予備率3%未満の見通しとなった場合は急きよ警報発令となることがあり得る。

※需給ひつ迫のおそれが解消されたと判断される場合には注意報を解除する。

需給ひつ迫警報の発令

- あらゆる供給力対策を踏まえても、**広域予備率が3%を下回る見通しとなった場合**、資源エネルギー庁の判断の下、前日16:00を目途に警報を発令

※計画停電等を行う可能性がある場合、一般送配電事業者から実施の可能性を公表する。

需給ひつ迫警報の発令（続報）

- 需給状況が前日時点から改善がされず更新があった場合や、より厳しい見通しとなった場合、**広域予備率が3%未満の場合**には、資源エネルギー庁の判断の下、警報（続報）を発令。

※需給ひつ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

当日

節電要請

※切迫度に応じて、節電要請の内容を変更

警報発令・節電要請等を行った後も広域予備率が1%を下回る見通しの場合

緊急速報メール（対象者：不足ブロック内の携帯ユーザー）の配信

- 不足ブロック内の携帯ユーザーに「計画停電実施の可能性」を資源エネルギー庁から「緊急速報メール」にて配信。

実需給の
2時間程度前

計画停電の実施を発表

- 「計画停電の実施」を、資源エネルギー庁から「緊急速報メール」にて配信。

※自然災害や電源の計画外停止が重なる等、急遽予備率低下が生じるケースにおいては、上記スキームに限らず警報等を発令する場合がある。

※ただし、電力需給ひつ迫準備情報、電力需給ひつ迫警報・注意報、計画停電実施の可能性及び実施については、資源エネルギー庁、電力広域的運営推進機関、各一般送配電事業者等において連携し広く一般に向け周知をおこなう。

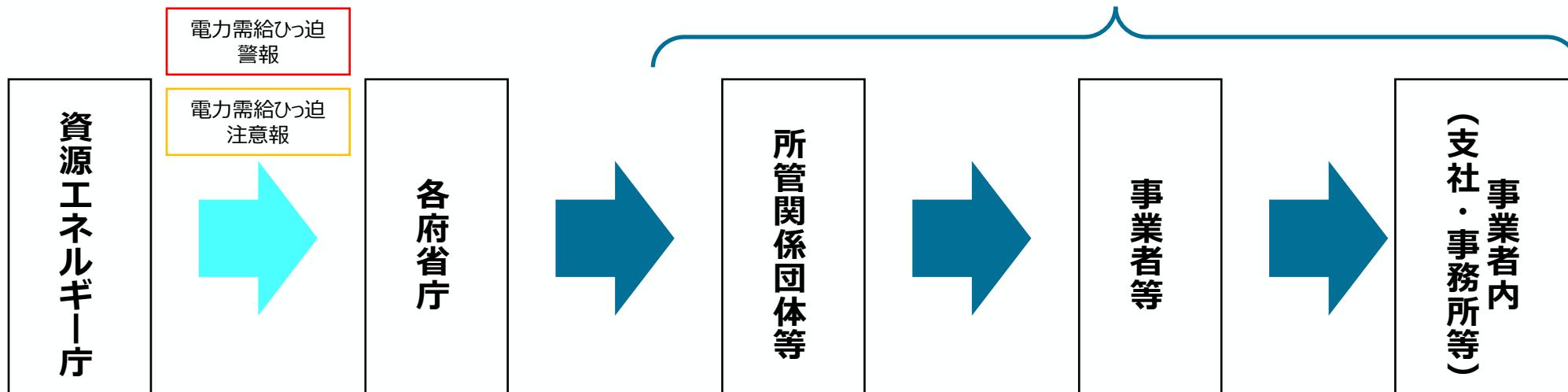
電力需給ひつ迫注意報／警報発令時の連絡体制の再点検（産業界）

あらゆる供給対策を踏まえても、電力需給がひつ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁の判断の下、電力需給ひつ迫注意報／警報を発令します。具体的には、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には、ひつ迫注意報、3%を下回る場合にはひつ迫警報を発令します。

電力需給ひつ迫注意報／警報は、各府省庁を通じて所管の関係団体、関係団体から事業者等に連絡するため、**節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制の再点検**をお願いします。

※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います。

＜電力需給ひつ迫注意報／警報連絡フロー＞



連絡体制の構築 (連絡先部署、連絡方法の把握等)

※地方支分部局への
連絡体制を含む

電力需給ひつ迫注意報／警報発令時の連絡体制の再点検（自治体）

あらゆる供給対策を踏まえても、電力需給がひつ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁の判断の下、電力需給ひつ迫注意報／警報を発令します。具体的には、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には、ひつ迫注意報、3%を下回る場合にはひつ迫警報を発令します。

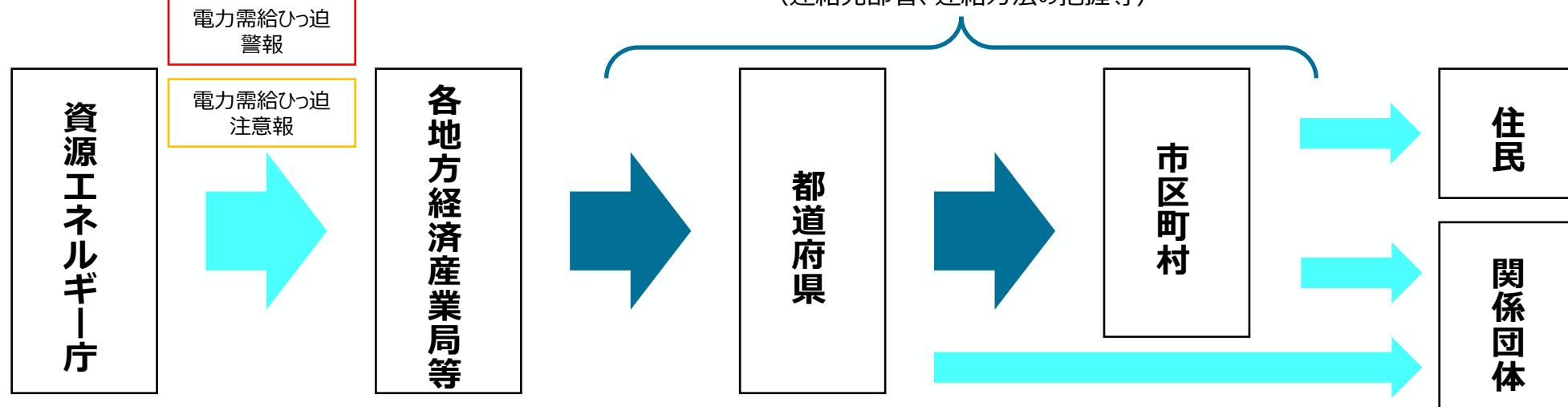
電力需給ひつ迫注意報／警報は、地方経済産業局等を通じて各都道府県、各都道府県から市区町村に伝達するため、各都道府県・市区町村におかれましては節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制の構築・周知をお願いします。

※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います。

＜電力需給ひつ迫注意報／警報連絡フロー＞

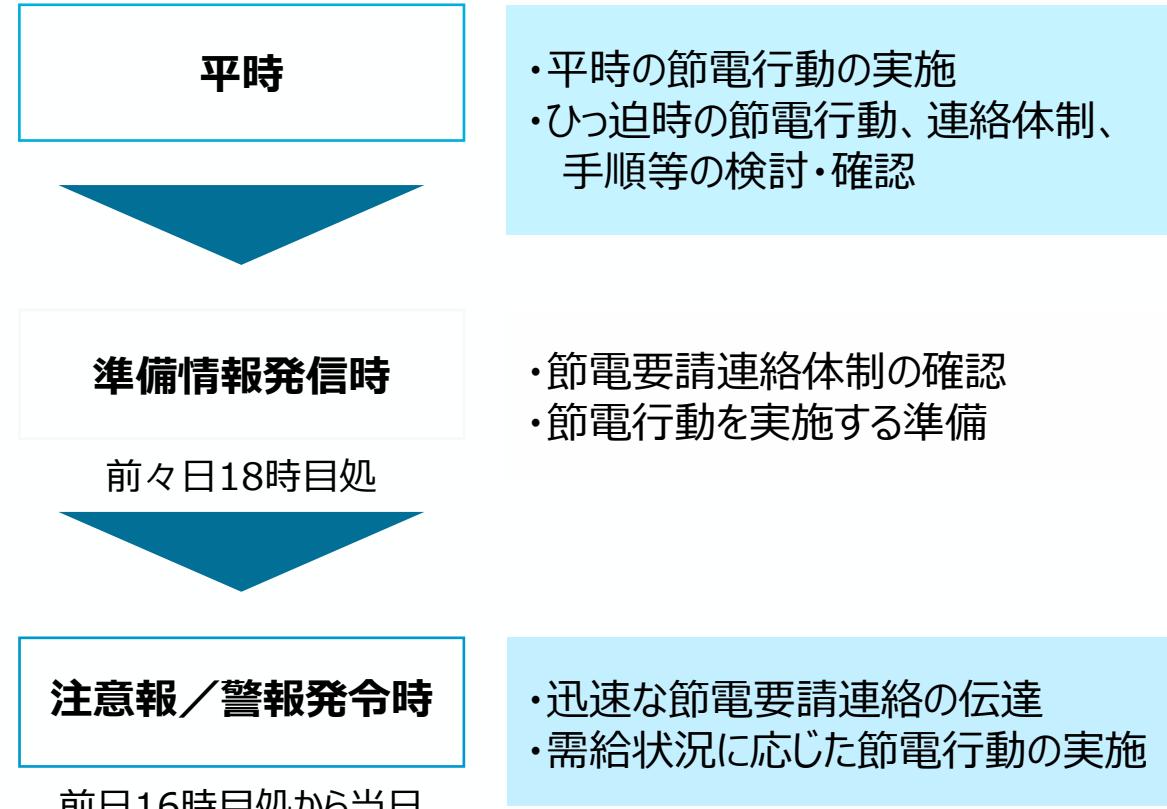
連絡体制の構築

(連絡先部署、連絡方法の把握等)



電力需給ひつ迫注意報／警報発令時の節電対策の実施に向けた確認

各関係団体・業界団体や事業者においては、電力需給ひつ迫注意報／警報が発令された場合には、「冬季の省エネメニュー」等を参考にしていただき、あらかじめ、それぞれの事情や電力需給状況に合わせた節電行動の検討・確認や社内の連絡体制・手順等の検討・確認をお願いします。



＜需給ひつ迫時の節電行動の検討＞
電力需給状況に合わせて、各事業者で実施する節電行動をあらかじめ検討・確認してください。